**ワーカーズコープの指定管理に絡む消費税問題についてのまとめ**

これはワーカーズコープの方から伺ったことを基に作成したものです。

訴訟を前に、市の言い分は不明であるため、市として把握している事実とは異なる内容が含まれている可能性もあります。

掲載：<https://yasutakeyohei.com/books/reiwa3/20210219_teireikai/gian-19.html>

令和2年12月5日

安竹洋平

# **ワーカーズコープ・指定管理の経歴と、選定見直しの要望**

令和3年度～7年度

いずれも入札取れず

平成28年度～令和2年度

十一小、五小第一

平成23年度～28年度

六小第二、東小第二

平成28年度～令和2年度

六小第二、東小第二

## **ワーカーズコープの主張**

次の理由により、選定のやり直しを求める。

**（１）事業の継続性に重大な混乱が生じかねない**

・人的関係性を安定的に保つことができない

　　　→ 職員の継続的雇用が大事

　　　→ 職員全員が移籍を拒否している

　　　→ 職員を移籍させれば良いという考え方は、職員と事業者を軽視している

　　　→ コロナ禍で資格試験も人数制限、有資格者が不足する可能性が高い

　　・これまで安定的運営に尽力してきた点について、正統な評価がなされなかった

　　・議決前に、保護者へ「お便り」で事業者変更を公表している、手順がおかしい

**（２）選定方法について**

　　・これまでの事業評価に応じた優遇措置の導入を

　　・現場視察等による事業能力評価等の実施を

　　・指定管理者選定委員会に、保育に関する有識者の参加を

　　・委員会2名が家族関係にあることは客観性と公平性を欠き、恣意的評価を助長する

**（３）消費税の返還協議について**

　　・選定結果に、市が錯誤によって過払いした消費税の返還をめぐる問題が影響している

　　・この問題については協議を続けていたが、8月唐突に文書回答を求められた

　　・2か月以上市から返答がない期間に選定が行われる

　　・11月16日付の市から第三者の判断により（法定にて）決すると通知

　　・市は事業者選定とこの問題は全く別としているが、関連しているはず

# **消費税問題について双方やり取りの経緯（時系列）**

時期不明

＊消費税過払いの問題発覚（**いつの時点か、どう判明したか不明**）

↓

平成30年1月以降

断続的に協議（**内容不明**）

↓

平成30年3月27日　小平市からの文書（M）

「年度協定により定めた指定管理料について、消費税が非課税であることが確認できた。ついては（過払いの）消費税相当額約2,100万円を、協議の上請求する。

↓

平成30年4月10日　協議#1 (WC：A、B、C、D、E　小平市：M、I、M)

経過説明等が行われたが、返還請求には応じかねる旨とその見解についての回答をする。

↓

平成30年5月1日　協議#2 (WC：A、B、C　小平市：M、I、M)

再度経過説明が行われ、返還請求に応じかねる旨の回答を繰り返すも、平行線で終わる。

↓

平成30年6月15日　協議#3 (WC：A、B　小平市：M、I)

市から「法的手段」をとる旨の話がある。訴訟の前に税理士や弁護士を入れた協議の場があれば応ずることを提案した。

【小平市の主張】

　小平市は、東村山税務署の指導により、「課税事業」として指定管理料を支払ってきた。最近の他の部署（おそらく児童館の管理をしている部署）で確認したところ、第2種社会福祉事業にあたるので「消費税法6条による非課税事業であることが分かった。ついては、平成23年度から支払った指定管理料の内、消費税額にあたる2,100万円余りを返還して欲しい。法的根拠としては「民法704条、705条」の不当利得」という見解が示される。なお、平成23年度から25年度の3年間は「年度協定書」に消費税の記載がなく、「協議」したいとされた。

【ワーカーズコープの主張】

1. 学童クラブは第2種社会福祉事業であり、非課税事業として処理してきたことは消費税法上適切な処理である。不当利得には当たらない。
2. 年度協定書に押印しているという事実に関して、非課税事業であるのに消費税が記載されたことに異を唱えず押印した当方にも問題があったと認識している。しかし、東村山税務署の「誤った」指導があったとしても、仕事を受託するという当方の立場と比較して、協定書を準備した市の側の過失は明らかに大きい。また、市の指導により作成されている予算書は預かり消費税と支払い消費税の関係さえ理解されておらず、予算書としては明らかに不備がある。
3. 毎年の決算報告において、当方は「非課税事業」として報告しており、小平市は何ら意見を付さずに受領し、今日に至っている。
4. 平成26年度の年度協定書から「消費税」が記載されている。それ以前は、消費税の記載がなく「正しく」非課税事業として認識されていたのではないか。東村税務署の誰がそのような指導をしたのか、市の担当者は記録しているのか。平成26年度より認識が変わったということであれば、その際に東村山税務署に問い合わせたのではないか、何故26年度の年度協定書から消費税を記載することになったのか経過が明らかになっていない。市の返答は担当者が変わっているとのことで、詳しく説明がなかった。

↓

小平市からの連絡なし、協議なし

↓

平成31年1月17日　小平市からの文書（小林市長）・内容証明

平成26年度～29年度に締結した年度協定の消費税相当額約1,643万円と利息（年5%、約217万円）返還を請求する。

↓

平成31年2月7日　協議#4 (WC：A, B, C　小平市：M, I)

記録によると、小平市は担当課が出席、前年6月の協議内容と進展なし。課長からは、法的手段にての対応も検討している旨の話もあり、小平市側が当方の回答を持ち帰るかたちで、平行線のままで終わる。

↓

協議等なし？

↓

平成31年3月18日　ワーカーズコープからの文書

* 1月17日の文書について、大いに困惑
* 平成23年度～25年度までの年度協定書では消費税に全く触れていない
* 平成26年度以降の年度協定書には消費税の額が別途表記されたが、取り扱い又は解釈がこれまでと異なることについては、説明や指示が一切なかった
* 毎年度終了直後に市に提出している決算書に関しても、消費税に関する記載がないことを指摘されたり、咎められたりしたことがない
* 以上のことから、管理業務を遂行するに当たり、支払う必要のある事務費・事業費・管理費等の支払消費税の概算を、本業務の対価に含めただけであると理解
* 消費税は預り金ではないという判例があり、消費税分の支払いを受けても役務の提供に対する対価の一部であり、預り金ではないため返還の義務はない
* れっきとした自治体である小平市が、指定管理者に支払う業務委託費に消費税が課せられるか否かを事前に確認、認識していなかったとは到底考えられない
* 当該消費税相当額は学童クラブの管理、運営業務に支出されており、その点も盛り込んだ透明性のある決算報告書を毎年度終了後に市に提出し、市からも何の指摘も受けず承認されている。よって民法703条に規定の現存利益はなく、不当利得はない。同条に規定の悪意の受益者でもないため利息を付して返還の義務もない。
* 誤解を解消し、関係の正常化を図りたい

↓

令和元年12月6日　協議#4 (WC：A, B　小平市：M, I, Y)

前事務局長のJさんが6月30日に亡くなり協議が中断していた為、挨拶を兼ねて訪問。次の2点を伝える

1. 前任者が死亡したため、2019年9月に事務局長としてAが着任。組織的見解は変わらない。返還する義務はないと認識している。
2. 組織的な窓口は経理部長であるため、改めて場の設定をしたい。

↓

令和2年1月31日　協議#5@池袋 (WC：A, B　小平市：M, I, Y)

【小平市の主張】

・いろんな事案を調べて、結論として返還を願いたい。早くするようにと言われている。ざっくばらんな話をしたい。もともと消費税はなくてよかった。26年度以降は、明記されて、お互いに認識としてあったのではないかということで、26年度以降の額を返還もらいたい。錯誤の話に関して、お互いに確認の必要があったということ、不当利息に関しても争点になるのではと思っている。

・訴訟になると、議決案件になる。市議会の中で、市民に知られる。そこだけは避けたかったが、いつまでも話が平行線ではダメ。（専門家同士の協議を提案されたが）弁護士はその都度依頼する、もしくは市民相談の弁護士しかいないため相談になる。専門家同士（弁護士・税理士）の話し合いというご提案頂いたところ、持ち帰って理事者とも相談・検討する。

　【ワーカーズコープの主張】

・ざっくばらんな話と言われても、顧問弁護士、税理士として組織的見解として回答している。錯誤でこういう契約になった、もしそうであれば、この件は重過失といえる。単純なミス。これをもって返還も考えにくい。訴訟になれば、法理でそういう論をたてて対応する。

・平成26年から消費税が明記され、今までの延長という認識で確認していなかったために、従来の非課税処理を続けていた。協議や通知があれば議論になったかもしれない。少なくともその記憶はない。消費税違反になるという認識はない。

・できれば、税理士の先生、弁護士、そういう人たちの協議の場は考えていないのか。専門家同士の話ができるかもしれない。

・他法人が返還したとしても、法理のないところにお金を支払うことはできない。別の形での解決は考えていないということか？個人的には、この間で検討され、提案をもらえるのか、額の話とか、折り合いがつく話があると思っていた。

↓

令和2年1月31日　協議#6@池袋 (WC：A, B　小平市：I, Y)

【小平市の主張】

* 課長補佐が新しく着任し、それに伴い、Iが課長に昇格したので、挨拶に伺った。
* この問題は、副市長、特別職、予算執行に関する専門家の指示で動いている。協議が長期化しているので、解決に向けた協議をしたい。

【ワーカーズコープの主張】

* 法人としては、年度ごとに決算して税金を支払っている。それに関する法人税の処理は問題ないと認識している。当方は、非課税として申告しているので、修正申告にもならない。
* 求められている内容が不当利得というのは承服しかねる。しかし、トラブルになっているのは事実であり、トラブルの解決手段として解決金を支払うという考え方はあると思っている。
* 法人としての考え方は、既に示しているので、それを受けてどういう具体的解決があるか、そちらから示して頂きたい。

↓

令和2年8月10日　電話連絡（I課長→A）

【小平市】

* 前回の協議で、小平市から文書で解決案を提案するということになっていたが、具体的な合意をしてから文書を発出したほうがよいということになり、電話した。ざっくばらんに話をしたい。率直にどう考えているのか聞かせて欲しい。

【ワーカーズコープ】

* 指定管理更新の時期になり、長期化している協議がどのように影響するのか、しないのか、こちらも気になっている。消費税に関しては、法人としての見解は示しているとおりだが、解決に向けて具体的にどうするか、協議が必要だと考えている。協議の場あればと思う。9月3，4，7日あたりで調整をお願いしたい。

↓

令和2年8月11日　電話連絡（I課長→A）

【小平市】

* お会いして話し合いをするということになっていたが、上のほうから、それではダメだということで、文書を今日付けで発送した。26日までに回答をお願いしたい。ざっくばらんな話をと言っていたのに、申し訳ないので電話した。

↓

令和2年8月12日　小平市からの文書（小林市長）

* 指定管理料の一部に錯誤があったため、従前から返還を求めている
* 8月26日までの回答期限で、以下の分について返却の意思の有無を伺う、
  + 平成26、27年度については、平成25年度の指定管理料から増額になった3%分
  + 平成28、29年度については、消費税相当額の全額
* 回数や時期について希望があればそのことも回答を

↓

令和2年8月18日　電話連絡（A→I課長）

【ワーカーズコープ】

* 文書を受け取った。2週間という期限で回答ができない。事業更新のタイミングでこのような文書はどういう意味があるのか。ざっくばらんな話とはどういうことなのか。回答次第で、選定に影響も考えられるのか。

【小平市】

* ワーカーズコープの大きな考え方を知りたい。今までの協議は平行線だったが、7月10日の協議ではじめて、和解金という話が出た。和解金の範囲がどの程度なのか。100万とかそういう話では困るので、求めている金額でと考えている。回答期限は、26日必須という事ではないが、部長が急いでいる。8月末の期限でお願いしたい。
* 遅延利息は無くして1600万から1300万にさげた。それで折り合えるのか。私もこの問題にかかわり2年がたっている。何をタラタラしているのかといわれている。

↓

その後、何度か電話のやり取り。ワーカーズコープの見解は既に示しているので、基本的には同じだが、和解のための協議を継続したいとう旨の文書を8月末で送付するという内容を電話で伝え、文書発出。

↓

令和2年8月26日　ワーカーズコープからの文書

* 3月18日の文書内容には全く触れておらず、同内容の主張が突きつけられ、大変残念
* あとは3月18日の主張と同様
* 円満解決に向けて引き続き協議をさせて頂きたい

↓

11月9日予定だったが、市側から突如キャンセル

↓

令和2年11月9日　ワーカーズコープからの文書

* 8月末に回答した文書の回答がない
* この間に指定管理者選定が行われ、当方に不本意な結果となっており誠に遺憾
* 改めて以下を尋ねる
  + 8月26日文書で、事態の和解に向け協議したいと回答したがどう考えているか
  + 市が学童事業を課税と判断していた事態は、憂慮すべき重要な過誤であり、事業者に責任があるかの如く「不当利得」を根拠に遅延利息を要求することは、公共事業を担う事業者への公正で誠実な態度を逸している
    - 錯誤で課税処理をし、税金を無駄に支出した責任は誰にあるか伺う
    - 東村山税務部署の署員の指示とのことだが、その具体的な内容は
* 次期指定管理者の選定はこの問題が大きく影響していると考えざるを得ない
  + 8月12日付け文書の回答を14日以内と急がせた理由はなにか
  + 回答を急がせたにもかかわらず2か月以上回答を放置し、協議を延期する理由は
* 今回の情報を全組合員と共有した結果、全組合員が新たに選定された指定管理者に身分を移さないことを意思表示している。このまま経過すれば、学童クラブの円滑な運営が混乱に陥り、市政全体の信頼を揺るがす事態にもなりかねない。
* 本件を乗り越え、信頼関係をさらに充実したものに発展させていきたい

↓

令和2年11月16日　小平市からの文書（小林市長）

* 円満解決に向けてと書いてあるが、8月12日文書の通り、市が求める金額以外での解決は考えていない旨、口頭で伝えている
* しかし3月18日文書と8月26日文書でその意思が示されていないことから、第三者による裁定が最も円滑、かつ双方が納得を得られる解決方法であり、法的手段の検討を行っている
* 学童クラブの選定は、現行の運営の適否により判断するものではなく、事業者を公募のうえ、応募書類及びプレゼンテーション・質疑応答の内容で、競争により決定する。
* 候補者選定の詳細は、市の統一的な基準に則って公正に行われており、現在市議会における審査及び議決を控えていることから、現段階では回答しない
* 正しくは「錯誤によって課税対象とされた指定管理料のうち、貴法人が受け取った過払金の返還要求」で、当市が8月12日付の文書で返還を求めているのは、過去の協定書及び貴法人から提出された収支計画書に消費税として記載があり、貴法人に見落としや勘違い（錯誤）の余地がなく、本来税務署に納税され（税務署に還付請求でき）ると思われる金額であり、さらに遅延利息は含まれていないので、確認を願う。

# **収支計画書について**



＊「小平市からの受取消費税と事業での支払消費税の差額」は、主に「その他の支出」に充てられている。その他の支出として主なものは、間接経費等（本部管理費）と、実質収益である。

# **問題点・疑問点**

## **小平市の対応について**

1. 収支計画書消費税の項について、なぜ事前に説明をしなかったのか。

→ 委員会で確認

1. 収支計画書消費税の項について、人件費分も消費税が計上されているにも関わらず、その点が問題視されなかったのはなぜか。

→委員会で確認

1. 収支計画書と決算報告書で消費税の金額が大きく異なるが、この点について指摘しなかったのはなぜか。

→委員会で確認

1. いつの時点で、どういう理由により、非課税事業であることに気づいたのか。それ以前に課税事業だとみなしていた理由は何か。

→消費税が8%から10%変更になった時点で協定書を見直し、そこで気づいた。それ以前に課税事業だとみなしていた理由については委員会で確認。

1. 過払いが明確になった時点で、議会等への報告がなかったのはなぜか。

→ワーカーズコープへの配慮があった。ワーカーズコープが他の自治体でも同様の事業を行っており、そちらでも消費税を過剰に受け取っており事業に使用していた場合問題となる可能性もあり、また公に名前が公表されることでワーカーズコープへの悪評被害につながることも懸念した。内部での決着がついた段階で議会への報告等を行う。

1. 平成30年3月27日にワーカーズコープへ通知した文書の中で、小平市は以下の過払い消費税の返還を求めている。しかしその後平成31年1月17日の通知及び令和2年8月12日の通知では以下の金額に修正された。



平成23, 24年度分の返還請求を取りやめた理由は何か。また、この損失を確定する行為について、議会等への報告がなされていないようだが、これは問題ではないか。

また、令和2年8月12日の通知では、上記表＊印の部分、平成26年度と平成27年度分については、平成25年度の指定管理料から増額になった3％分に変更されている。この金額を変更した理由は何か。また、減額となっている場合、これも議会等への報告がなされておらず、損失を確定する行為を行っていることになるが、上記と同様に問題ではないか。

→損失を確定する行為などについては上記の理由により内部で調整がついてから行う（といった趣旨の説明でした）。どういう方針で損失を確定するかは委員会で確認。

1. 11月16日文書に記載の『当市が8月12日付の文書で返還を求めているのは、過去の協定書及び貴法人から提出された収支計画書に消費税として記載があり、貴法人に見落としや勘違い（錯誤）の余地がなく、本来税務署に納税され（税務署に還付請求でき）ると思われる金額』とはどういうことか。

→消費税を課税事業として納付しているのであれば、遡って還付を受けられるため。ただし還付処理に手間がかかる。

1. ワーカーズコープの方から伺った内容だと、事前協議もなく、平成30年3月27日に市から突然通知が送られてきたとしているが、なぜ突然通知を送ったのか。

→委員会で確認

1. お互いの錯誤に基づいたミスであるならば、下記するように、人件費に関する消費税分約1,409万円や、それ以外の費用に関しては約7.4%で消費税を計算した再以外の返却を求める方法もあったと思うが、なぜ全額返却に固執しているのか。

→上記の、還付が受けられることを考えれば、全額返却可能なはず。

1. 1月17日の通知で、利息を求めているのはなぜか。また、それ以外では利息を求めていないのはなぜか。

→委員会で確認

1. 自分たちのミスで過払いしているにもかかわらず、当初から上から目線で、事業者に問題があったかのような対応をしたのではないか。

→委員会で確認

## **ワーカーズコープの対応について**

1. 収支報告書において人件費分についても消費税を計上したのはなぜか。一方で決算報告書では人件費に消費税を計上していないことと整合性が取れないが、なぜか。

* 人件費は不課税と認識し、見積りを提出したが、担当課から事業費全額に消費税をかけて出すよう、指示があり再提出。人件費は不課税であることは伝えました。当方では、学童は非課税であると認識しており、当然、小平市もそのように認識していると思っていました。消費税率変更に伴う増税分は、事業者側の負担を考慮した増額分と捉えていました。事業費の全額に消費税をかけて算出させたのは、小平市側の都合によるものと捉えていました。（他自治体でも、増税分として同様の対応があるため）
* （令和2年12月1日の委員会前説明で、小平市のI課長は、そのような指示をしたことはないという旨の発言をしていました）。
* 受け取った８％の消費税から経費に係る消費税を控除し、残額を納付することになるので、年度協定書に記載された8％分すべてが支出されるという認識のもとに記載しています。
* 人件費部分の消費税相当額は返金されるべきではないか、とのご指摘ですが、課税契約で当方が処理してきたのであれば、ご指摘の通りです。しかしながら、本来非課税であるべき社会福祉事業であり、事業を開始した当初から非課税契約として処理をしてきております。年度協定書にて消費税が明記されたことを知らなかった点は、私どもの過失です。しかし、学童事業の会計処理としては正しい処理を行ってきております。「錯誤」や「不当利得」と主張されても直ちには承服できず、協議を重ねてきた次第です。

1. そもそも非課税事業だとは認識していなかったか。

* 平成23年度~25年度の「年度協定書」には消費税の記載はない。この3年間は予算書にも消費税の記載はない。ワーカーズコープは課税事業との認識は当然しておらず、「非課税事業」として適切に税務処理をおこなってきました。
* 平成26年4月より消費税が８％となり、その年の「年度協定書」から消費税が記載された。また、市の指導（要請）により予算書にも消費税が記載されるようになった。しかし、その後も決算報告書は、消費税額は存在しない「非課税事業」として報告を行ってきた。

1. 消費税の計算方法について小平市に確認しなかったのはなぜか。
2. 決算報告書において、人件費分以外の支出について、消費税率が一律で約7.4%換算なのはなぜか。
3. 決算報告書では人件費に関する消費税を０円としており、人件費に消費税はかからないと認識していることが分かる。一方、収支計画書では人件費にも消費税分をかけている。つまり、少なくとも、収支計画書記載の人件費についての消費税合計分、約1,409万円は返却する必要があるのではないか。また、人件費以外の費用について、決算報告書では消費税の分を約7.4%で計算しており、その割合で収支計画書の分も計算するべきであり、差額分は返却する必要があるのではないか。

# **安竹の感想（令和2年12月２日時点）**

【小平市の問題】

* 第二種社会福祉事業である学童クラブの指定管理委託にかかる経費について、非課税であるという基本的事項を知らなかったこと、収支計画書に消費税を記載させて事業者に提出させていたこと、さらにその収支計画書に従って指定管理料を支払っていたことは、重大な過失である。条文は分かりにくい（消費税法第十六条？）など理由はあったかもしれず、他の自治体でも同様な例があるとはいえ、事業執行上最も基本的な事項であり、事前に国税庁等に問い合わせるべきものである。市税を預かる者の態度として、極めて問題である。
* また、毎年の決算報告書を見れば、支払った消費税が事業に使われていることは分かる。数年に渡りこれを指摘してこなかったことも大きな問題である。会計のチェックがなされていなかったと言わざるを得ない。
* 小平市は、他の3事業者にも同様な過払いをしていたとしている。学童クラブ指定管理委託以外にも、（社会福祉法第二条に規定されている事業に関し）同様の過失が起きていたのではないか。確認が必要である。

（たとえば、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業）

* 自らのミスが原因で過払いしたにもかかわらず、一度、事業者に遅延利息を内容証明で要求している。返還要求を通知するより前に、事業者への謝罪等はあったのか。事業者に対して、誠意は足りていたのか。無用な軋轢を生んでいないか。
* 平成23年度～25年度分と平成26年度～27年度分の消費税増分3%?については（協定書に消費税の記載がないため）、法廷に持ち込んだとしてもワーカーズコープには返還の義務がないと判断される可能性があり、その分は損失となる。また、弁護士費用もかかる。これらの損失に対し、市民や議員に対し、どう説明を行っていくか。

【ワーカーズコープの問題】

* ワーカーズコープは、非課税事業であることを知りながら、収支計画書に消費税を記載する際や、指定管理料を受け取る際に、小平市にその点を指摘しなかったようだ。大きな金額の契約であり、齟齬が無いように確認等を行うべきであった。ただしこれは他の3事業者も同様であり、指摘できる状況ではなかった可能性もある。
* 平成26年度以降、ワーカーズコープは収支計画書で消費税を分けて記載しており、小平市からはその消費税分も加えられた満額が指定管理料として支給されている。そのため、ワーカーズコープは「消費税分も支給されている」と認識していたはずである。であるならば、まず、消費税分も含めて支給されていることはおかしいと考え、市に確認するべきであった。
* 一方、（状況から客観的には考えにくいものの）もしワーカーズコープがその消費税分を「消費税として支給されたのではなく、事業費として支給されていた」と考えていたのであれば、「事業費が特に何の理由もなく増額されて支給された」ことになる。普通に考えれば、その時点でおかしいと感じ、少なくとも増額の理由を小平市に確認すべきであった。そういった確認がなかった以上「消費税分であることを知りながら事業に使用した」とみなされても仕方がないところがある。また、仮に「増額分は、計画していた以上のサービスを提供するために使用した」としても、その増額分が何に使われたかを決算報告書から見ると（[3. 収支計画書について]の表に示した通り）、人件費等ではなく（むしろ人件費は計画書から減額となっている年が多い）、主に「その他の支出」に充てられている。「その他の支出」として主なものは、間接経費等（本部管理費）と実質収益である。実質収益の平成26年～29年度までの合計は約1,296万円あり、また、間接経費等（本部管理費）の同期間の合計は約2,168万円ある。つまり、もし、「増額分は計画していた以上のサービスを提供するために使用した」ということだとしても、実質収益の部分はサービスの提供に使用していないことになるし、間接経費等の内容についても、事前に小平市が想定していた内容ではない可能性があり、少なくともその内訳は知らせる必要があると考える。

【現時点での判断】

* 消費税問題については、以上の理由から、小平市に大きな過失はあるものの、客観的に判断すれば、それをもってワーカーズコープが消費税分を返還しない理由にはならないと判断する。小平市が消費税の全額返還を要求することは（誠意の問題はあるものの）、市として正しい行為と判断する。
* また、小平市の一議員として、市民からお預かりしている大切な税金は守らなければならないという立場であることからも、市の過払い分は回収する必要があると考える。
* また、ワーカーズコープが仮に「消費税の過払い分は、事業に使用する分として支給されていた」と考えていたとしても、その消費税分がどこに使用されたかの内訳をみると疑問を感じるところがある。小平市在住の職員に追加の給料が払われるといったことであるならばまだしも、人件費は計画より削減されており、主に間接経費・本部管理費として市外に流出する（と思われる）分に使われている。市の資産を守る立場として、これは看過できない点となる。
* なお、消費税を事業費と合わせて確定申告していたとしても、消費税を分けた会計にし、修正申告することで、支払消費税の分は戻ってくると思われる。
* 以上のことから、この消費税問題が入札に絡んでいる・絡んでいないかの判断は別にして、ワーカーズコープからは全額を返してもらうべきという判断になる。
* 次に、消費税の問題が今回の審査に影響したのではないか、という疑念については、その可能性は大いにあると個人的に感じる。一方で、理事者からの「（倒産等のリスクを考えても）一社寡占になることは望ましくないと考えており、排除する意図はない」といった旨の発言についても合理性があると感じる。
* 審査委員会には、たしかに利害関係のない当事者の参加が望ましいと考える。しかしその問題を今回の議案に絡んで提起することは「事前に決められた（違法性のない）ルールに従って入札したものの、落札できなかったため、ルールに異議を唱えて結果を覆そうとしている」ことになってしまい、公正性の観点から好ましくない。逆の立場を考えてみれば、この状況で審査をやり直すことになった場合、落札した事業者の納得がいかないであろう。この問題は別の場所で提起し、解決していくべきことと考える。
* また、仮に再審査を行った場合、仮にワーカーズコープが求めるように過去の実績も評価することになれば、「会計処理等に関する実績」も判断に入れることは合理性がある。その場合、消費税問題に関して、上記「ワーカーズコープの問題」に記載したような過去の実績がマイナス点評価となることもあり得ると考える。

以上の理由から、今回の議案には賛成する